



JSG ニュースレター

「産業創新条例」が立法院を正式通過 適用が 10 年延長に

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

台湾政府が優先的経済法案として掲げている「産業創新条例」の条文の追加及び改正について、スマートマシン及び 5G（第 5 世代移動通信システム）設備の投資税額控除の条文が立法院を正式通過（三読通過）したのに続き、6 月 21 日付でその他の改正条文も正式通過し、施行期間が 2029 年 12 月 31 日まで延長されました。研究開発に関する投資税額の控除、エンジェル投資家等の優遇規定を除いた、租税優遇の主な事項については下表の通りです。

項目	優遇内容
スマートマシン購入及び5G（第5世代移动通信システム）への投資に伴う税額控除（新規追加）	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用を受ける支出期間：2019年1月1日から2021年12月31日まで（5Gについては、2022年12月31日まで） ● 当該年度に適用できる支出金額の制限：NTD100万元から10億元まで ● 投資に伴う税額控除の算出方法については、次に掲げる二つのうちいずれかを選択する <ul style="list-style-type: none"> ➢ 支出金額の5%を上限として、支出年度の営利事業所得税から控除する ➢ 支出金額の3%を上限として、支出年度から3年にわたり営利事業所得税から控除する ● 各年度の投資に伴う税額控除額は、当年度に納付すべき営利事業所得税額の30%を上限とし、その他の投資に伴う税額控除額と合計する場合は、同50%を上限とする。但し、その他の法律の規定により、当年度が最終控除年度であり、控除金額が制限を受けない場合は、この限りではない
実質的な投資支出額を未処分利益の減算項目として計上（新規追加）	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社又はリミテッド・パートナーシップが、2018年度以降の未処分利益を充当して、自らの生産又は営業に供するために建築物、ソフト・ハードウェア又は技術を建設又は購入する金額が一定の基準に達した場合、当該金額を所得税法第66の9条に定める未処分利益の減算項目として計上することができる

	<ul style="list-style-type: none"> ● 当年度の利益が発生した翌年度から起算して 3 年度以内の支出が適用を受ける
知的財産権の現物出資により取得した株式の課税繰り延べ/個人の権利所有者及び開発者の所得計算面での優遇（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術の所有者または開発者が知的財産権の現物出資により株式を取得した場合、当年度の所得に算入せずに、将来の譲渡年度において譲渡価格から関連コストを差し引いた金額をもって所得を申告することができる ● 個人の技術所有者または開発者が取得した株式の課税繰り延べ規定について、株式保有期間が 2 年以上であり、上記の知的財産権に関連する役務を提供している等の一定の条件の下、株式の取得時点または譲渡時点のいずれか低い方の価格で所得を計算し、所得税が課税されるため、課税の優遇を受けることができる（改正）
従業員に対する株式報酬に関する課税優遇（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ● 1 人当たり毎年度 NTD500 万元を上限として、従業員に対する株式報酬について課税繰り延べの適用を選択することができる ● 一定の条件を満たす従業員が勤続年数 2 年以上の場合、株式の取得時点または譲渡時点のいずれか低い方の価格で所得を計算し、所得税が課税されるため、課税の優遇を受けることができる ● 子会社（従属会社）が親会社（支配会社）従業員に付与した株式報酬についても適用を受けることができる（改正）
リミテッド・パートナーシップによるベンチャー事業のパススルー課税（改正）	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用対象：2017 年 1 月 1 日から 2029 年 12 月 31 日までの間に設立された、リミテッド・パートナーシップによるベンチャー事業（改正）

- 一定の条件を満たすリミテッド・パートナーシップのベンチャー事業は、営利事業所得税が課されず、利益の分配比率によりパートナーの営利所得額を計算し、パートナーは所得税法の規定により個人総合所得税の課税を受ける
- 免税の証券取引所得部分について、個人及び主たる事務所が台湾国外にあるパートナーシップ（法人）は、所得税の納付が免除される
- 新たに設立し、設立年度の払込出資総額が NTD3 億元以上となる場合、「決定出資総額」により、当年度においてパススルー課税規定の適用を受けるか否か査定する方法を選択することができる（改正）



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte（デロイト）について

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、リスクアドバイザー、ファイナンシャルアドバイザー、コンサルティングおよびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に対し提供しています。デロイトの約 286,000 名の専門家は、“Making an impact that matters”を自らの使命としています。詳細については www.deloitte.com をご覧ください。

勤業衆信（Deloitte Taiwan）について

勤業衆信とは、勤業衆信聯合会計事務所（Deloitte & Touche）およびそのグループ法人を指し、中華民国（台湾）におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームを指します。勤業衆信聯合会計事務所（Deloitte & Touche）およびそのグループ法人には、勤業衆信聯合会計事務所、勤業衆信管理顧問股份有限公司、勤業衆信財務顧問股份有限公司、勤業衆信風険管理諮詢股份有限公司、德勤財務顧問股份有限公司、德勤不動産顧問股份有限公司および德勤商務法律事務所が含まれます。

勤業衆信の卓越したクライアントサービス、優秀な人材、効果的なトレーニング及び厳格な監査は、社会から高い評価を得ています。統合されたデロイトのリソースを通じ、クライアントに対し、台湾国外での上場及び資金調達、台湾国外企業のセカンダリーIPO、中国やASEAN への投資などを含むグローバルサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（「デロイトネットワーク」）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。企業の財務や事業体に対し影響を与え得る如何なる意思決定・行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料に依拠して意思決定・行動することにより損失を被る如何なる方に対しても、デロイトネットワークのいずれのメンバーファームも当該損失に対する責任を負うことはありません。

©2019 勤業衆信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

立法院三讀通過「產業創新條例」增修訂條文 並展延十年適用

政府列為優先經濟法案的「產業創新條例」增修訂條文，立法院繼前日三讀通過智慧機械及 5G 設備投資抵減條文後，於 6 月 21 日三讀通過其他增修條文，並展延施行至 118 年 12 月 31 日，除維持研究發展支出投資抵減、天使投資人等優惠規定外，相關增修租稅優惠表列如下。

項目	優惠內容
購置智慧機械及投資 5G 系統投資抵減 (新增)	<ul style="list-style-type: none">● 適用支出期間：108.1.1-110.12.31 (5G 至 111.12.31)● 年度適用金額限制：100 萬元至 10 億元● 投資抵減稅額計算，二擇一：

	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 在支出金額 5%內抵減當年度營所稅 ➢ 在支出金額 3%內抵減當年度起三年內營所稅 ● 各年度投資抵減金額，以不超過當年度應納營利事業所得稅額 30%為限，若合併其他投資抵減得抵減總額以不超過 50%為限。但依其他法律規定當年度為最後抵減年度且抵減金額不受限制者，不在此限。
實質投資支出列為未分配盈餘減除項目 (新增)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公司或有限合夥事業以 107 年度起之未分配盈餘興建或購置供自行生產或營業用之建築物、軟硬體設備或技術達一定金額者，可列為計算所得稅法第 66 之 9 未分配盈餘減除項目。 ● 於當年度盈餘發生年度之次年起 3 年內支出適用。
智財權入股緩課個人所有權人及創作人股票擇低課稅 (修訂)	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術股東或創作人因智財權入股取得股票，得選擇當年度不計入所得課稅，嗣轉讓年度按轉讓價格扣除相關成本申報所得課稅。 ● 個人所有權人或創作人取得股票緩課規定，如符合持股達 2 年以上並提供與前開智慧財產權相關服務等一定條件下，得按取得股票或出售股票孰低價格計算所得課徵所得稅，給予擇低課稅之優惠。(修訂)
員工獎酬股票擇低課稅 (修訂)	<ul style="list-style-type: none"> ● 每人每年 500 萬額度之員工獎酬股票得選擇適用緩課。 ● 符合一定條件員工在公司服務兩年以上者，得按取得股票或出售股票孰低價格計算所得課徵所得稅，給予擇低課稅之優惠。 ● 子公司發放母公司員工亦得適用。(修訂)
有限合夥創投事業穿透課稅 (修訂)	<ul style="list-style-type: none"> ● 適用對象：106.1.1-118.12.31 設立之有限合夥創投事業(修訂) ● 符合一定條件之有限合夥創投不課營所稅，依盈餘分配比率計算合夥人營利所得額，由合夥人依所得稅法規定徵免所得稅。 ● 源自於免稅之證券交易所得部分，個人及總機構在境外之法人合夥人，免納所得稅。 ● 新增設立當年度實收出資額達 3 億元以上者，得選用「決定出資總額」來檢視當年度是否符合適用透視課稅規定。(修訂)



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



About Deloitte

Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte(“DTTL”)並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 穩居業界領導者，為各行各業的上市及非上市提供審計、稅務、風險諮詢、財務顧問、管理顧問及其他相關服務。Fortune Global 500 大中，超過 80%的企業皆由 Deloitte 遍及全球逾 150 個國家的會員所，以世界級優質專業服務，為客戶提供因應複雜商業挑戰中所需的卓越見解。如欲進一步了解 Deloitte 約 286,000 名專業人士如何致力於“因我不同，惟有更好”的卓越典範，請參閱 www.deloitte.com 了解更多。

About Deloitte Taiwan

勤業眾信(Deloitte & Touche)係指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited(“DTTL”)之會員，其成員包括勤業眾信聯合會計師事務所、勤業眾信管理顧問股份有限公司、勤業眾信財稅顧問股份有限公司、勤業眾信風險管理諮詢股份有限公司、德勤財務顧問股份有限公司、德勤不動產顧問股份有限公司、及德勤商務法律事務所。

勤業眾信以卓越的客戶服務、優秀的人才、完善的訓練及嚴謹的查核於業界享有良好聲譽。透過 Deloitte 資源整合，提供客戶全球化的服務，包括赴海外上市或籌集資金、海外企業回台掛牌、中國大陸及東協投資等。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

© 2019. 勤業眾信版權所有 保留一切權利